

保護者各位
(熊本市に在住の方)

熊本市長 大西 一史
(保 育 幼 稚 園 課 扱 い)
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について (期間延長)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市の保育所等におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数も多く、休園も続いていることから、感染者数が減少に転じるよう対策を一定期間継続させる必要があると考えております。

つきましては、本市において、令和4年(2022年)2月10日付で政府による「まん延防止等重点措置」の期限が延長される見込みであることから、保育所等への登園自粛要請期間を3月6日まで延長することといたしました。また、お子さまや保護者の皆様の健康を守るため、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくようお願いいたします。

なお、利用者負担額等の取扱いについては、以下のとおりとなります。

- 1 登園自粛要請の対象者について
家庭で保育が可能な方
- 2 登園自粛要請の期間について
令和4年(2022年)3月6日(日)まで延長します。
※ただし、感染状況により変更となる場合は、改めて通知を行います。
- 3 利用者負担額(保育料)について
登園自粛要請期間中について、月ごとの登園日数に応じて日割り計算を行います。
- 4 在園資格の取扱いについて
 - (1) 通常、1月すべて欠席をした場合、在園児の在園資格は、取り消されますが、登園自粛期間中については取り消しません。
 - (2) 通常、就労開始予定日を超えて就労しなかった場合は、在園資格が取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。
 - (3) 通常、育児休業を終了し復職予定日を超えて復職しなかった場合は、在園資格は取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。

【担当】熊本市保育幼稚園課

TEL : 096-328-2568

保 幼 発 第 000910 号
令和4年(2022年)2月10日

事業主 様

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課 扱い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の
保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、保育所等におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者
数も多く、休園も続いていることや、令和4年(2022年)2月10日付で政府による「ま
ん延防止等重点措置」の期限が延長される見込みであることから、感染者数が減少に転
じるよう対策を一定期間継続させることが必要であると考えております。

このような状況を踏まえ、保育所等への登園自粛要請期間を3月6日まで延長するこ
とといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方
から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力
いただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者
に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得さ
せた事業主に対し「小学校休業等対応助成金」制度を再開しており、令和4年(2022年)
3月31日まで延長されておりますので、是非、ご活用いただきますようお願い申し上
げます。



厚生労働省ホームページ

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568